

国自旅第85号  
令和6年5月22日

観光庁国際観光部国際観光課長 殿

物流・自動車局旅客課長

「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について」の廃止について

標記について、令和6年3月1日に別添の「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日付け国自旅第359号）」を発出したことに伴い、「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について（平成29年8月14日付け国自旅第75号）」通達を廃止しましたので、よろしくお取り計らい願います。